## 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

				1		(単位:千円)
/	<u></u>	<u></u>		平成31年度 予 算 額	都 市 計 画 税 充 当 額	事業に対する 充 当 率
都市計画税(歳入)				519, 975		
都市計画事業(歳出)				1, 471, 623	519, 975	35. 3%
8款	土木費			1, 306, 776	458, 794	35. 1%
	2項 道路橋りょう費			16, 451	6, 106	37. 1%
		3目	道路新設改良費	16, 451	6, 106	37. 1%
			道路新設改良事業	16, 451	6, 106	37. 1%
	4項 都市計画費			1, 290, 325	452, 688	35. 1%
	2目		土地区画整理費	198, 459	47, 455	23. 9%
			平方第二地区土地区画整理事業補助費	94, 000	8, 686	9. 2%
			インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	33, 836	12, 558	37. 1%
			駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	70, 623	26, 211	37. 1%
		6目	公共下水道費	1, 091, 866	405, 233	37. 1%
			下水道事業特別会計繰出金	1, 091, 866	405, 233	37. 1%
11款	公債費			164, 847	61, 181	37. 1%
	1項 公債費			164, 847	61, 181	37. 1%
		1目	元金	155, 225	57, 610	37. 1%
			市債償還元金	155, 225	57, 610	37. 1%
		2目	利子	9, 622	3, 571	37. 1%
			市債償還利子	9, 622	3, 571	37. 1%

<sup>※</sup>都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。